

彦根市スポーツ少年団倫理委員会規約

第1条 総則

- 1、本会は、彦根市スポーツ少年団倫理委員会「以下、委員会と呼ぶ」と称し、彦根市スポーツ少年団倫理規程第4条に基づいて設置する。事務局は、彦根市スポーツ少年団本部に置く。

第2条 目的

- 1、この規約は、彦根市スポーツ少年団活動倫理規程の遂行と遵守のため、規定する。

第3条 事業・活動

- 1、倫理規程の遵守のための啓発活動。
- 2、登録者（団員・指導者・役職員）の資質向上と安全確保のための事業。

第4条 委員構成

- 1、委員は、本部役員中より、本部長、副本部長、常任委員、本部員と事務局長で構成する。
- 2、委員長は、本部長があたる。
- 3、委員長は、場合によって部外より委員を指名することができる。

第5条 委員会

- 1、委員会は、次の場合に委員長が招集し、審議する。
 - 1、彦根市スポーツ少年団の単位団に所属する指導者、団員、役員及び団が倫理規定に反する行為があったとき。
 - 2、倫理規定に改定が必要となったとき。
 - 3、委員長が必要と認めたとき。
- 2、前項第1号については、委員会で決定する。
- 3、委員会の決定事項について、前項第1項第1号を除き、彦根市スポーツ少年団本部会議に報告し、承認を得ることとする。

第6条 措置

- 1、委員会の決定により、次の措置を講ずることができる。
 - 1、指導者、役員として不適正であることを、単位団代表に進言すること。
 - 2、登録事務を拒否し、県本部に認定資格等の停止を進言する。
 - 3、措置の基準については、平成27年11月9日に制定された「日本スポーツ少年団登録者処分基準」並びに平成28年12月10日に制定された「滋賀県スポーツ少年団倫理規程【別紙】違反行為に対する措置の基準」に準ずる。

第7条 規約の改廃

この規約は、彦根市スポーツ少年団本部会議の決議を経て行う。

第8条 附則

この規約は、平成29年 4月 22日 から施行する。